（駐車灯）

第52条　（略）

2　（略）

3　駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の３第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（後部上側端灯）

第53条　（略）

2　後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の４第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（後部反射器）

第54条　後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第２項の告示で定める基準は、別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添68「後部反射器の技術基準」別紙５の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添68「後部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙４の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

（駐車灯）

第52条　（略）

2　（略）

3　駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の３第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（後部上側端灯）

第53条　（略）

2　後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の４第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（後部反射器）

第54条　後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第２項の告示で定める基準は、別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添68「後部反射器の技術基準」別紙５の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸（Ｖ＝Ｈ＝０°）を中心とし、以下の６点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添68「後部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙４の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。